

## 特集 「ろうきん安心社会づくり助成金」 助成団体決定 長野県みらい基金 —おかげさまで満1年



第1回「信州協働大賞」受賞団体のみなさん

### シリーズ 「協働デスク便り」

第1回「信州協働大賞」の表彰を行いました

協働創出塾 2つのテーマが終了しました

県内の仮認定NPO法人紹介

新NPO法人紹介

平成26年度、長野県ではこんなことに取り組みます

NPOの担当課が変わります

**お知らせ** 定款変更・事業報告書等の提出を お忘れなく

### 第1回「信州協働大賞」の表彰

「信州協働大賞」は、「しあわせ信州創造プラン」推進の基本姿勢である「県民参加と協働」及び「信州協働推進ビジョン」（平成25年3月策定）などに基づいて、協働や公共的活動に対する県民の関心・理解を拡大し活動を促進するための取組の一環として県内の優れた協働事例を知事表彰するものです。

この表彰式を2月12日県松本合同庁舎において、NPO法人長野県みらい基金と協働開催した「協働社会実現フォーラム'14」の中でいき、阿部知事から受賞団体の代表者に賞状を授与いたしました。

なお、この催しには、大勢の方が参加され、立ち見の方もいらっしゃいました。



#### 〔大賞〕（1団体）

- ・ 自然エネルギー信州ネット（長野市）「信州エネルギー地産地消プロジェクト」

#### 〔優秀賞〕（5団体）

- ・ 一般社団法人ループサンパチ（上田市）「若者が活躍できるまちづくり」
- ・ 特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所（伊那市）「長野県カーボンオフセットシステム構築事業」
- ・ 一般社団法人縁冢（えんや）（大町市）「塩の道コミュニティエリア再生事業」
- ・ 佐久サムライ実行委員会（佐久市）「佐久サムライ第3話いじめを斬る！制作」
- ・ 信州ジビエ研究会（長野市）「信州ジビエブランド化に向けた関係者連携による振興対策事業」

#### 〔特別賞〕（1団体）

- ・ 東日本大震災支援県民本部（長野市・H24.4.20解散）「東日本大震災支援県民本部の活動」

#### ◎ 大賞を受賞した活動のご紹介

（県のホームページからご覧いただけます）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kurashi/kyodo/kyodo/npo/shinsyukyodotaisho1.html>

#### 自然エネルギー信州ネット（長野市）「信州エネルギー地産地消プロジェクト」

新しい公共支援・推進事業（社会イノベーション分）などを活用し、県レベルのネットワークとしての「自然エネルギー信州ネット」の設立と県内20か所の「地域協議会」設置を行い、全県で自然エネルギーを普及する基盤を整えました。

産官学民が連携した組織であり、参加する人々が連携することにより問題解決の糸口をみつけるモデル的な取組です。

#### 【協働の主体】

自然エネルギー信州ネット、各地域協議会（20協議会）、県（温暖化対策課、地方事務所環境課）

#### 【事業の概要】

- 1 県レベルのプラットフォーム自然エネルギー信州ネットを設置
  - ・ 自然エネルギーに興味のある人は誰でも参加でき、発言できる場
- 2 地域レベルのプラットフォーム地域協議会を設置
  - ・ 県レベルのプラットフォームと連携する組織。地域での活動を主とし、他の地域協議会と情報共有
- 3 地域主導型自然エネルギー普及モデルの構築（主なもの）
  - ・ 地域の人、モノ、お金を生かして地域経済活性化につながるモデル事業を構築
  - ・ おひさま0円システム連携事業（松本市）住宅用太陽光発電の初期投資ゼロ事業
  - ・ 学校ソーラー事業（須坂市）相森中学校に発電能力100kw級の太陽光発電設備を校舎の屋根に設置し、固定価格買取制度のもと全量売電事業を実施。学校が住民の避難所となる際にも活用される非常用電源装置等を設置





- ・相乗り君事業（上田市） 既に太陽光発電を設置している家庭（屋根オーナー）に、追加的に太陽光発電を設置し、そのための費用を他者（パネルオーナー）から集め売電収入を還元
- ・木質バイオマスストーブ初期投資ゼロ円システム（長野市） ペレットストーブ貸出事業
- ・新エネルギー里山再生支援事業（飯綱、鬼無里、戸隠） 新エネルギーを活用した観光体験事業を生産地と消費地のそれぞれの場所で展開し、周辺商店・施設では地域通貨券の発行等を実施

#### 【事業の効果】

全県で自然エネルギーを普及する基盤が整いました。

県民主体の組織であり、かつ興味のある人は誰でも参加可能。会員数は325名（H25.10月末）にも及びます。

産官学民が連携したモデル的な取組と位置付けられます。

## 「協働創出塾」

公共的な課題を協働によって解決する方策をワークショップ形式で検討する協働創出塾の2つのテーマが終了しました。協働創出塾は、企業、NPO、市町村及び県の協働実践力を高めることを目的として実施しています。新たな協働の活動を起こす際などの参考にしてください。

長野県みらいベース

検索

### 【テーマ1】 若者の力で集落を元気にする（10～11月開催）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kurashi/kyodo/kyodo/npo/wakamonochikara.html>

### 【テーマ2】 食文化で地域を元気にする（12～1月開催）

各地の伝統的な食文化の継承や新たな食の創造とそれらの発信により、誘客、生産者の所得の増加、食育、郷土愛を育むなど、食を活用した地域振興の施策を検討しました。その結果、「大人の修学旅行」プロジェクトと「自校給食から始まる元気な鬼無里」プロジェクトについて施策の素案を取りまとめました。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kurashi/kyodo/kyodo/npo/shokubunka.html>



## 賛 同 宣 言

### ○ 賛同宣言をいただいた団体（順不同。平成25年11月9日～平成26年3月13日）

NPO法人 善光寺街道歩き旅推進局	NPO法人 ノア
NPO法人 交通教育とらふいっく Sisters	NPO法人 食育体験教室・コラボ
NPO法人 キャリアサポート	(以上5団体)

### ○ 引き続き募集しています

県のホームページの様式を出力して、電子メール又はファックスで、協働コーディネートデスクに申し込んでください。

賛同宣言

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kurashi/kyodo/kyodo/npo/sengen.html>

### ○ お気軽にご相談ください

協働コーディネートデスク

■〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎1階（企画部県民協働・NPO課内）

■利用時間：平日午前8時30分～午後5時15分 ■電話：026-235-7190 ■FAX：026-235-7258

■E-mail：cocodesk@pref.nagano.lg.jp

# 特定非営利活動促進法の改正に伴う定款変更はお済みですか？

平成 24 年 4 月 1 日の改正特定非営利活動促進法の施行により、法人の定款について見直しが必要となる箇所が生じております。

定款の変更には総会の決議が必要です。毎年 4 月から 6 月にかけて多くの法人で総会が開かれますが、この機会に定款変更について決議の上、**定款変更認証申請を行ってください。**

(定款変更認証申請については、NPO 通信第 43 号をご覧ください。)

●法改正に伴う定款変更の例は、次のとおりです。

(定款の例の条文はあくまで例ですので、各法人の定款と一致していないことがあります)

なお、項目②及び⑤については任意事項ですので、変更するか否かは各法人の判断によります。

項目	改正後の定款例	改正前の定款例
①事業 ※その他事業を行っている法人に限る	(事業) 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① …… (2) その他の事業 ① …… 2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。	(事業) 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① …… (2) その他の事業 ① …… 2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。
②理事の代表権の制限	【代表権を制限する場合】＝変更は不要  注意！ 定款の変更は不要であっても、登記については、他の理事の代表権喪失による変更登記を平成 24 年 9 月末までに済ませてある必要があります。	(職務) 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 省略 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 4 省略
③収支計算（予算、決算）から活動計算（予算、決算）への変更 ④収入から収益へ、支出から費用への変更	(権能) 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) 省略 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 事業報告及び活動決算 (6)～(7) 省略 (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)～(10) 省略	(権能) 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) 省略 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6)～(7) 省略 (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9)～(10) 省略
⑤総会の決議の省略	【総会の決議の省略をしたい場合】 (議決) 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 省略 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。 (議事録) 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)～ 省略 2 省略 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	(議決) 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 省略  (議事録) 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)～ 省略 2 省略



項目	改正後の定款例	改正前の定款例
⑥ 収支計算（予算、決算）から活動計算（予算、決算）への変更  ⑦ 収入から収益へ、支出から費用への変更	（資産の構成） 第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 （1）設立当初の財産目録に記載された資産 （2）入会金及び会費 （3）寄付金品 （4）財産から生じる <u>収益</u> （5）事業に伴う <u>収益</u> （6）その他の <u>収益</u>	（資産の構成） 第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 （1）設立当初の財産目録に記載された資産 （2）入会金及び会費 （3）寄付金品 （4）財産から生じる <u>収入</u> （5）事業に伴う <u>収入</u> （6）その他の <u>収入</u>
	（事業計画及び予算） 第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	（事業計画及び予算） 第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
	（暫定予算） 第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収益費用</u> を講じることができる。 2 前項の <u>収益費用</u> は、新たに成立した予算の <u>収益費用</u> とみなす。	（暫定予算） 第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ <u>収入支出</u> することができる。 2 前項の <u>収入支出</u> は、新たに成立した予算の <u>収入支出</u> とみなす。
	（予備費の設定及び使用） 第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 省略	（予備費の設定及び使用） 第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 省略
	（事業報告及び決算） 第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 省略	（事業報告及び決算） 第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 省略
⑧ 定款の変更	（定款の変更） 第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。	（定款の変更） 第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

## 事業報告書等の提出をお忘れなく!

### ○事業報告書等の提出

NPO法人は、事業報告書等を毎事業年度始めの3か月以内に作成し、社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。

また、**毎事業年度始めの3か月以内に所轄庁（長野県）に事業報告書等を提出してください。**  
（例えば、決算月が3月の法人の場合は、6月末が提出期限です。）

### ○事業報告書等を期限までに提出しない場合は、過料に処せられることがあります。

また、認定（仮認定）NPO法人としての基準に適合しないこととなります。  
ご注意ください。

### ○事業報告書等の提出書類

提出書類	提出部数
(1) 事業報告書等提出書	} 2 部
(2) 事業報告書	
(3) 活動計算書	
(4) 貸借対照表	
(5) 財産目録	
(6) 前事業年度の年間役員名簿	
(7) 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿	



# 長野県みらいベース「ろうきん安心社会づくり助成金」助成団体決定

「ろうきん安心社会づくり助成金」は、長野県労働金庫様の「ろうきん理念」に基づき、社会が抱える様々な課題の克服に向けて、地域で主体的に活動するNPO・ボランティア団体等を支援することを目的に創設された長野県みらいベースの「冠基金」プログラムです。

昨年10月1日に申請告知、受付が始まり、今年1月に、県内経済界、労働団体、学識経験者等様々な分野の方々で構成された長野県みらい基金審査委員会の厳選な審判によって、5団体の助成が決定いたしました。

助成団体の活動内容、今後の活動進捗レポートは、公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」<http://www.mirai-kikin.or.jp/>にて各団体の準備ができ次第ご覧いただけます。

県民皆様の公共的活動へのより一層の応援をよろしくお願いいたします。

## 特定非営利活動法人 どんぐり福祉会



長野市川中島町  
代表：宮下光隆

**「障がい者の社会参加と雇用の拡大をめざし、辛味大根の栽培と、山林の間伐による薪と原木きのこのほだ木の生産を行う。」**

### ●事業の背景

障がいを持つ施設利用者のため、就労の機会を提供し、必要な訓練を行っているが、安定した作業と工資を確保するため、農林業を行う。

一方で耕作放棄農地・山林が増加し問題となっているが、農地・山林を貸して維持したい方もおり、双方のニーズが一致している。

### ●実施する取り組み

高齢による耕作放棄地を借り受け、再耕作して辛味大根や原木キノコを栽培し販売する。

チェーンソーを購入し、間伐の依頼のある山林で間伐を行い、雇用者の薪の生産や、原木きのこのほだ木を作り、栽培・販売する。

## 特定非営利活動法人 まつもと子ども留学基金



松本市横ヶ崎  
代表：植木 宏

**「東日本大震災の被災地より小・中学生を受け入れる寮を開所し、地域交流を図りながら、子どもの健全育成を目指す。」**

### ●事業の背景

東日本大震災による原発事故のため、被災地では大地や空気、水への放射性物質の汚染が、産業や人々の生活の復興に困難をもたらしている。

そんな中で放射能の感受性が高いとされる子どもたちは、外遊びが制限され、屋内活動が増える中、肥満や運動能力の低下などの問題が発生している。

福島県の保護者を対象に実施したアンケートからも、健康状態を危惧しながら、自主避難するには経済的、家庭的な諸事情が許さないという現実がある。

### ●実施する取り組み

松本市に受け入れ規模10名の寮を開所し、地元の小・中学校に通学する。

教員資格を持った職員が、身の回りの世話や健康管理、学校との連絡、地域との連携を図る。

## 特定非営利活動法人 生活応援ネット スキップ



飯田市八幡町  
代表：下井明雄

**「シニアの出会いの場、仲間づくりの場づくり。」**

### ●事業の背景

3年間の生活支援、移送サービス、シニア応援事業から見てきたのは

- ①高齢者(特に一人暮らしの方)からの期待・要望(生活支援、移送、見守り)は無限である。
- ②皆、ご近所に頼めない、頼める人もいない。聞いてくれる民生委員、包括支援員はいるが、実務を担当する受け皿が少ない。また地域でささえる風土が希薄になっている。
- ③講習会等を通じ、「これまで培った技能や経験が役立つなら、何か社会の中で役立つことをしたい。でも何をしたらいいのかわからない」という退職世代の方々が多々いる。
- ④退職世代の協力してくれる方々のアイデアや技能を生かした場づくり、仲間づくりが必要である。

### ●実施する取り組み

- 出会いの場、仲間づくりの場づくり
- ・退職世代、退職世代 50代～70代
  - ・何かやってみよう方、仲間の欲しい方、やりたいことをカタチにしたい方が自由に集まり、懇談勉強する場。
  - ・懇談結果の具体化
  - ・関係講演会の開催
  - ・情報交換 & 発信

## 特定非営利活動法人 夢トライ



松本市清水  
代表：伊藤正昭

**「障がい者が作る味や品質にこだわった、顧客ニーズに反映したパン販売店舗のリニューアルをしたい。」**

### ●事業の背景

当法人は障がい者に賃金を保証する就労継続支援A型施設。定員50名で身体・知的・精神等様々な障がい者が働いている。

3年前からパンの製造販売を行い、製造店舗での販売も行い、パン生地を練るから作ることで顧客ニーズに応じ、付加価値の高いパンづくりをめざしている。

現在の陳列ケース、レイアウトは前のテナントが使用していたもので5年以上が経過している。

### ●実施する取り組み

季節に応じたメニューを考案し、よりナチュラルなパンづくりを行うとともに、パンのおいしさをアピールできるように陳列台等を一新するリニューアルをする。

## 特定非営利活動法人 長野県水辺環境保全研究会



長野市三輪  
代表：長田 健

**「県内の湖の湖底に捨てられているごみの回収を行うため、スクューバダイバーを募集し、回収にかかる経費を確保したい。」**

### ●事業の背景

信州の陸上から見ると湖沼は、大変美しくみられるが、水中へ潜水すると湖底はごみ捨て場になっている。

釣り具の残物どころか、家庭ごみ、工場(企業)ゴミが大量に捨てられ、中には水銀電池やバッテリーなど、腐食して液が流れ出しているものもある。

テレビ、冷蔵庫、自転車、空き缶、ペットボトル等、家庭ごみは非常に多いが、タイヤや机、足場板、電気工事器具、ドラム缶など大型のごみも見られ、量も膨大である。

このままでは信州の湖の水質は悪化し、魚も生息できない、汚染されたドブ沼、ドブ湖になってしまう。

### ●実施する取り組み

すでにいくつかの湖のごみの回収を行ってほしいという要請が来ている。それらに応えるため、上級・中級者ダイバーを募集し、ごみの回収を行う。





# 特定非営利活動法人 長野県みらい基金—おかげさまで満1年

長野県が構築した公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」を運営する、特定非営利活動法人長野県みらい基金は、2月末に一周年を迎えました。



一周年を記念し、「協働社会実現フォーラム'14」を開催。平成27年度より大きく変わる介護保険制度に焦点を当て、その改革の中心となっておられる、厚生労働省老健局振興課長・朝川知昭氏をお迎えし、講話をしていただきました。

講話の後、朝川氏、轟寛逸氏（県民協働・NPO課長）、竹重俊文氏（長野県宅老所・グループホーム連絡会常務理事）が登場され、田中尚輝（市民福祉団体全国協議会専務理事・みらい基金理事）の進行でディスカッションを開催しました。

長野県みらい基金は、「長野県みらいベース」を中心に、県内のNPO等公共的活動団体の皆さんの事業に、広く寄付を集め、助成する事業を行っています。

今後は県庁内事務所に加え、松本合同庁舎内に中南信の拠点としての事務所を開設、公共的活動団体の事業力・組織力の向上をめざした事業も行っていきます。

今後も公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」そして長野県みらい基金をよろしく願いいたします。

## お詫びと訂正

NPO通信第44号長野県みらい基金登録申請団体紹介に誤りがありました。お詫びを申し上げ次のおり訂正させていただきます。

特定非営利活動法人 生物多様性研究所うるわしの里 → NPO法人うるわしの里

あーすわーむ → 生物多様性研究所 あーすわーむ

腹話術の会 → 腹話術友の会 生涯学習・社会教育 福祉（岡谷市）→（諏訪市）

## 県内の仮認定NPO法人紹介

長野県が仮認定したNPO法人を紹介します。

名称	特定非営利活動法人 長野県NPOセンター
代表者氏名	山田千代子
主たる事務所の所在地	長野市大字高田 1029 番地1
有効期間	平成25年12月27日～平成28年12月26日



## 新NPO法人紹介

新たに設立の届出があった9法人を紹介します。

NPO法人名・主たる事務所・目的(定款のとおり)

### 特定非営利活動法人 アンテロープアスレティッククラブ

塩尻市大小屋 105 番地 24

この法人は、地域住民に対して、生涯スポーツに関わる事業を行い、地域全体がファミリーである意識を持ち、健康で明るく、夢を抱き続けられ、かつ、心が豊かであり続けられる、そのような社会作りに貢献することを目的とする。

### 特定非営利活動法人 まつもと子ども留学基金

松本市蝶ヶ崎1丁目3番7号

この法人は、東日本大震災で被災した子どもたち及び親を対象に、豊かな自然環境の中で、安全な暮らしと教育を受ける機会を設ける留学に関する事業を行い、共同生活の場を通して、子どもたちのこころとからだの健康及び社会の安心に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動法人 長野コアラ

中野市大字中野 1513 番地

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### NPO法人 L&A経営労務開発ながの

長野市里島8番地2

この法人は、長野県内の各種事業を経営し、または起業しようとする者に対して事業の発展に役立つ情報や役務の提供、教育に対する援助を行い、長野県経済の活性化に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動法人 日本防災研究所

長野市真島町川合 2036 番地

この法人は、全ての人々が、安全で安心して住める地域社会をめざし、大規模災害時等に地域住民や外来者等を自治体が指定する避難場所まで迅速且つ円滑に避難誘導する標識類及び関連する防災関連機材の設置並びに維持管理事業等を行うと共に安全な社会基盤を

構築する為の調査研究を行い、社会生活の安定に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動法人 飯綱高原自遊楽舎

長野市中曾根 2124 番地 161

この法人は、自然エネルギー利用の推進及び体験交流事業等を通じて中山間地の活性化を図ることにより、長野市飯綱高原地区においてエネルギー循環型社会を形成し、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動法人 プロジェクト信州

長野市大字原島 2337 番地3

この法人は、長野県の若者を主とした不特定多数の人に社会参画及び政治参画の促進、将来長野県の担い手となる若者及び新規事業の支援・育成、情報化社会の発展を図る活動に関する事業、地域活性化に寄与するイベント事業を行い、社会全体の利益の増進を図ることを目的とする。

### 特定非営利活動法人 フォルツァ松本フットボールクラブ

松本市村井町西1丁目7番48号

この法人は、広く一般市民に対して、サッカー競技の普及・振興に関する事業、サッカー選手及び指導者・審判員等の育成及びその支援に関する事業、サッカー大会及び競技会等の企画・開催に関する事業、サッカー教室の企画・運営に関する事業を行い、サッカーを通じての子ども達の健全育成及びスポーツの振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動法人 青空

上田市上田 1312 番地4

この法人は、障害を持つ人々に対して、就労及び職業訓練の場を提供し、スポーツ活動や文化活動を通じ、地域での社会生活が充実して送れるよう、生活環境の整備に寄与することを目的とする。

県内のNPO法人の情報については、県公式ホームページ「長野県県民協働・NPO・ボランティア情報コーナー」をご覧ください。



# 平成26年度、長野県ではこんなことに取り組みます

今年度の施策のポイントは、  
平成 25 年度にスタートした県民協働のためのしくみを活かしながら  
○県民の公共的活動への参加の促進及び協働の推進  
○NPOの自立的活動を促す支援の充実 を図ることで。

## 県民協働・NPO活動の推進

### 【主な事業及び取組】

#### 県民協働の推進

長野県みらいベースを活用するとともに、協働コーディネータデスクの運営等により、協働の推進と県民の公共的活動への参加の促進を図ります。

#### 協働の機会創出事業

- ・公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」の活用
- ・「協働コーディネータデスク」の運営
- ・「信州協働推進ビジョン」の運用
- ・「市民活動応援協議会」における連携
- ・HP「協働てんこ盛りの長野県」、「こんなに身近な公共的活動」コーナー
- ・「信州協働大賞」の実施（優良事例の表彰）
- ・県民協働推進会議（仮称）の開催

#### NPO活動の環境整備

NPO活動を資金面で支える仕組み及び人材支援の取組みとの連携を図るとともに、活動基盤充実のための講座等を実施します。

- ・NPO向け融資促進（金融機関及びNPOバンクと連携）
- ・中間支援組織との緊密な連携によるNPO活動の支援
- ・NPO運営セミナー（運営管理、会計、税務、認定取得に関する講座の開催）
- ・NPO活動サポート事業（県の不要物品提供）
- ・地域づくり人材養成のための公開教材制作業務（地域協働コーディネーターの養成）
- ・寄付による公共的活動応援等業務（寄付の促進）
- ・中間支援活動強化業務（資金開拓方法の普及、協働創出塾の開催）

#### NPO法人の設立・認定支援

法の所轄庁として、NPO法人の認証・認定に係る事務と相談を行い、制度の適正運用と普及を図ります。

- ・NPO法人認証、認定事務
- ・NPO法人設立支援、認定取得支援等相談業務
- ・NPO・ボランティア活動推進員の配置

#### 情報提供・啓発

NPOに対する理解や制度利用促進のため、広く情報提供を行います。

- ・認証及び認定制度に関する情報提供
- ・「NPO通信」の発行（年4回）
- ・県政出前講座（ご要望承ります）
- ・NPOの広場の実施（イベント会場での啓発）

※ 詳しくお知りになりたい場合は、長野県県民文化部県民協働課までお問い合わせください。

## NPOの担当課が変わります

県では、「長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）」を着実に推進するとともに、県民の期待に応え、時代の要請に的確に対応できる効果的な組織体制を整備するため、平成26年4月に本庁組織の改正を行います。

これに伴い、NPOの担当課が以下のように変わります。ご承知ください。

企画部 県民協働・NPO課

企画部 生活文化課 交通安全対策係

【平成26年4月～】県民文化部 県民協働課

・協働・NPO係

・交通安全対策係

### ※組織改正のポイント

- ①県民生活に関連する施策を一体的に推進する**県民文化部**を新設
- ②県民協働の推進やNPO活動支援などを所管する**県民協働・NPO課**を県民文化部に移管し、地域住民等の協力を得て推進する**交通安全対策**も所管する**県民協働課**に再編
- ③県民協働課は、**協働・NPO係**と**交通安全対策係**で構成

事務室の位置及び県民協働課協働・NPO係の電話番号、FAX番号、メールアドレス等は変更ありません。  
（電話：026-235-7189、7190 FAX：026-235-7258 E-Mail：kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp）